

令和2年4月1日から

住民票・税証明等の手数料が変わります

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

税務課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

手数料については、合併当初から現在に至るまで金額を据え置いてきましたが、諸経費等の値上がりから現行の金額を維持することが厳しくなりました。1件あたりの実質経費や近隣自治体の料金を比較し、受益者負担の適正化を図るため手数料の改正を行うことになりました。

市民の皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。

【改定を行う手数料】 ※ご不明な点は、下表の各担当課にお問い合わせください。

種類	単位	現行料金	新料金
住民基本台帳・印鑑			
住民票の写し	1件	200円	300円
住民票記載事項証明書			
不在住・不在籍証明書			
広域交付住民票			
印鑑登録			
印鑑登録証明書			
身分証明書			
独身証明書			
戸籍の附票の写し			
住民基本台帳閲覧			

担当課：総合窓口課

種類	単位	現行料金	新料金
税			
所得証明書	1件	200円	300円
課税証明書			
非課税証明書			
納税証明書			
所在証明書			
評価額証明書			
公課証明書			
台帳記載事項証明書			
資産証明書			
現況証明書			
地積図の閲覧			

担当課：税務課

2020年農林業センサスが実施されます

【問い合わせ】情報政策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

農林水産省では、令和2年2月1日現在で「2020年農林業センサス」を実施します。

農林業センサスは、農林業の実態を明らかにし、国や都道府県、市区町村はもちろん、各方面にわたり、広く利用できる総合的な統計資料を得るための調査です。

全国の農家や林家をはじめ、すべての農林業関係者を対象に行われる「農林業の国勢調査」ともいべきものです。

皆さまのお宅や会社等に調査員が調査に伺いましたら、ご協力をお願いします。



「なめテレオンデマンド」を開設しました！



【問い合わせ】情報政策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

なめがたエリアテレビが放送した番組の一部を、パソコンやスマートフォン、タブレット、高性能TV等に無料で配信する動画配信サービス「なめテレオンデマンド」を開設しました。

なめテレオンデマンドは、見逃してしまった番組や、もう一度見たい過去に放送した番組を、いつでも好きな時間に視聴することができます。

右のQRコードまたはURL (<http://namegata.tv/>) からアクセスしていただくか、「なめテレオンデマンド」で検索してください。

※インターネットへの回線接続費および通信料は各自負担となります。



【問い合わせ】こども福祉課子育て支援グループ（玉造庁舎） ☎0299-55-0130

▶対象

市内小学生（1～6年生）および市立幼稚園に通学・通園するお子さまで、保護者や家族の方が就労、病気、介護等の理由で、放課後や降園後に子どもの養育を十分にできない家庭

▶利用申し込みについて

（1）受付期間 2月14日（金）～2月20日（木）※土・日を除く

（2）受付時間および受付場所

名称	日時	場所
放課後児童クラブ	午前8時30分～午後5時15分	こども福祉課（玉造庁舎）、 麻生総合窓口室、北浦総合窓口室
降園後保育	午前8時30分～午後5時	入園する予定または入園している 公立幼稚園

※2月20日（木）は、放課後児童クラブのみ、こども福祉課（玉造庁舎）で午後6時30分まで受け付けます。

※放課後児童クラブ・降園後保育の詳細についての資料、申込書類等は随時配布します。

▶必要書類等

（1）申込用紙（ホームページからもダウンロードできます。受付場所にもあります）

（2）保護者の就労証明書等（保護者が児童を保育することができない理由を証するもの）

※就労証明書等は、規定の用紙を用意してあります（ダウンロード可）。

※保育園等に入所申請のため、すでに就労証明書等を提出されている方は、就労証明書にその旨を記載していただく欄があります。

（3）印鑑

※（2）の就労証明書等は、勤務先等での証明に日数がかかる場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

※公立幼稚園の朝の預かり保育および降園後保育利用料が無償化の対象となる方は、後日、申請書類等を配布します。

▶利用者説明会

地区	日時	場所
北浦	3月10日（火）午後7時～	北浦公民館1階講義室
麻生	3月11日（水）午後7時～	麻生公民館2階研修室
玉造	3月12日（木）午後7時～	玉造農村環境改善センター

※説明会の内容は、初めてご利用される方向けの内容となっています。

行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



IBS 茨城放送（i-FM）（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz、土浦・県西中継局 145.8kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPY パンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

個人住民税における事務所、事業所または家屋敷課税について

【問い合わせ】税務課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

【事務所、事業所または家屋敷課税について】

行方市に住所がなく、行方市内に事務所、事業所または家屋敷を所有している方に、住民税均等割（県民税：2,500 円、市民税：3,500 円）が課税されます。

これは、行方市に事務所、事業所または家屋敷を持っていることで受ける消防、防災、上下水道、ごみ処理、道路整備等の行政サービスの費用を一部負担していただくものです。土地や家屋等の資産に係る固定資産税とは性格が異なります。

【対象となる方】

次の3つ全てに該当する方は、事業所課税・家屋敷課税の対象となります。

- 1月1日現在、行方市に住民登録がない
- 実際に住んでいる市町村で住民税が課税されている
- 行方市内に事務所、事業所（※1）または家屋敷（※2）を所有している。

※1 事務所、事業所

自己の所有であるか否かは問わず、事業の必要性から設けられた設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

例：医師、弁護士、税理士等が住宅以外に設ける診療所、法律事務所、事業主が住宅以外に設ける店舗（法人として事業をしているものは含まれません）

※2 家屋敷

自己または家族の居住の目的で、住所地以外の場所に設けられた住宅で、必ずしも自己の所有でなくても、いつでも自由に居住できる状態にある建物をいいます。

例：一戸建ての住宅、マンション、別荘等（他人に貸し付ける目的で所有しているものは含まれません）

【必要となる手続き】

対象となる方は、行方市公式ホームページから「事務所、事業所又は家屋敷に係る市民税申告書」を取得いただき、必要事項を記入の上、令和2年3月16日（月）までに行方市役所麻生庁舎税務課へ提出してください。ご不明な点がございましたら、税務課へご連絡ください。

Q. なぜ「事務所、事業所又は家屋敷に係る市民税申告書」を提出しなければならないのですか？

A. 1月1日時点における建物の詳しい現況については、ご本人にしかわからないので、ご本人から「事務所、事業所または家屋敷に係る市民税申告書」を提出していただく必要があります。

Q. 茨城県内に住んでいて他市町村で住民税が課税されていますが、県民税の二重課税にならないのでしょうか？

A. 二重課税にはなりません。

県民税の納税義務者は、地方税法第24条により、市町村民税の納税義務者と一致することから、行方市の事務所、事業所または家屋敷課税対象者が、本市以外の茨城県内の市町村で課税されている場合でも、県民税均等割はそれぞれの市町村で課税されることとなります。



総合窓口課からのお知らせ

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111



マイナンバーカード申請補助サービスを開始しました！

令和2年1月から、マイナンバーカードの申請補助サービスを開始しました。

申請に必要な写真撮影も行いますので、この機会にぜひ申請してください。

▶場所 行方市役所 各庁舎 総合窓口課（室）

※最終土曜日は、事前予約者のみ麻生総合窓口で受け付けます。準備の都合上、2日前までに電話でご予約をお願いします。

▶時間 午前8時30分～午後5時15分

▶対象者 行方市に住民登録している方

▶持ち物 印鑑・本人確認書類の原本（運転免許証・パスポートなど）

※顔写真入り本人確認書類をお持ちでない方は、健康保険証の他もう1点（氏名および住所、または生年月日が記載されている書類）をご用意ください。

※今回は申請に関する補助ですので、交付時に再度ご来庁いただきます。

※写真撮影の都合上、お子様やご高齢の方も必ず本人がご来庁ください。

※出張申請の関係上、窓口申請補助サービスを受け付けできない日が生じます。休止日は、市ホームページでご確認ください。



マイナンバーカード出張申請サービスを開始します！

マイナンバーカードを申請したい方が集まれば、公民館・集会所・事業所等へ総合窓口課の職員が出張し、申請一括補助を行います。

ご希望がございましたら、総合窓口課までお問い合わせください。

▶対象者 行方市に住民登録している方

▶利用人数 10人以上

▶申請方法 総合窓口課（玉造庁舎）までお電話ください。

※詳しい内容は、市ホームページでもご確認ください。



芝生養生のため、グラウンドの利用を制限します

【問い合わせ】生涯学習課スポーツ推進室（北浦体育館） ☎0291-35-2120

芝生養生のため、北浦運動場第1グラウンドおよび麻生運動場多目的グラウンドの利用を制限させていただきます。

利用者の皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

▶利用制限期間：3月1日（日）から5月下旬まで



北浦運動場第1グラウンド



麻生運動場多目的グラウンド

民生委員児童委員が改選されました

【問い合わせ】社会福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

麻生地区

担当区域	氏名	電話番号
富田1区	関 京子	72-0821
富田2区	吉崎才兵衛	72-2188
粗毛	柳町清司	72-3292
玄通	羽生久美子	72-2509
蒲縄	深澤静江	72-2123
古宿	永作やす子	72-1120
新田	鈴木恵子	72-0751
宿	和田法子	72-1417
下湊	廣岡香津子	72-1219
田町	野川禎子	72-0059
新原	箕輪とみ子	72-2328
台矢幡・なぎさ	荒野すみ子	73-3281
太田・横須賀	米川和夫	73-3036
石神	邊田茂雄	73-3157
根小屋	平山謙二	80-7007
蔵川	椎名文子	73-0345
白浜	楠由利子	73-0173
宇崎	海老澤文江	73-3187
岡	荒原 求	73-3420
青沼	羽生昌布	73-2858
杉平・四鹿	高柳一郎	73-2765
四鹿	内田博明	73-2108
小牧・板峰	渡邊昭夫	73-2875
新宮	高須 嘉	73-2422
天掛	濱野恭子	73-2674
籠田	山野たけ	73-2719
於下・今宿	大橋喜美夫	77-1341
行方	小沼光男	77-1313
船子・藤井久保	河須崎勝男	77-1177
五町田	篠本和代	77-1039
島並上	高栖 勉	72-0645
島並下	小田盛紀	72-2028
南	土子康宏	77-1594
橋門	茂木 栄	77-1543
根堀・内宿・宿・元方	高田公夫	77-0590
井貝・繕沢	河嶋康寛	77-1515
谷	箕輪金造	77-1377
主任児童委員	柳町清夫	72-2504
主任児童委員	荒野幸子	73-3646

市外局番：0299

一斉改選により、次の方々が行方市民生委員児童委員として
厚生労働大臣および茨城県知事から委嘱されました。
地域の皆さんの身近な相談役として、よろしくお願いします。
任期は令和元年12月1日から3年間です。

北浦地区

担当区域	氏名	電話番号
吉川	谷田茂幸	35-0916
繁昌東部 (宝来、成井、山津平)	横田秀一	35-0975
繁昌西部 (前原、叶神、大崎)	茂木千恵子	35-0576
中根	羽鳥照夫	35-0832
山田一区	高柳 敬	35-0723
山田二区	白戸利明	35-3046
山田三区	羽生成一郎	35-2692
山田四区	鈴木 操	35-2357
行戸	飯島ますみ	35-2286
小幡北部	千ヶ崎一美	35-3325
小幡南部	池田一行	35-2604
南高岡	松下吉雄	35-0045
北高岡	長妻とみ子	35-0077
両宿	加藤たか子	35-1488
内宿	柳瀬武男	35-2677
成田	成田幸男	35-1436
三和	河野 洋	35-2882
長野江	高柳長生	35-1567
次木	細内好一	35-2843
小貫上	吉田藤孝	35-3052
小貫下	有馬逸雄	35-1645
主任児童委員	大原幸江	35-0633
主任児童委員	柳町直美	35-1734

市外局番：0291

玉造地区

担当区域	氏名	電話番号
荒宿	谷田清子	56-0315
藤井	田山 孝	56-0441
根古屋	駒館佳子	56-0226
西谷	松本かほる	56-0156
西蓮寺	松金孝之	56-0727
新田・竹の塙	理崎道子	55-0573
舟津・竹の塙	磯山志げみ	55-0240
宿・横須賀	曾根敏見	55-2567
新宿・小座山	熊谷一男	55-0570
里・内宿	郡司敏夫	55-0466
横町・下宿	河野文江	55-3868
加茂・上宿	高野 博	55-0255
川向・高須	高須宏直	55-0603
柄貝	武田正則	55-2053
諸井	新 敏雄	55-2009
泉	市村夏四郎	55-0870
緑ヶ丘・中山	中田美代子	55-0090
緑ヶ丘	手塚ふみ子	55-0175
捻木・若海	坂本 将	55-1866
芹沢・中山	仁平政代	55-2403
上山	根本知子	55-2124
浜・谷島	森作和彦	55-2397
浜	石橋淑人	55-2423
八木蒔	土子喜久	57-0434
羽生	山口とし	57-0320
羽生	井野場和郎	57-0802
沖洲	幡谷照雄	57-0853
主任児童委員	小峰幸子	55-1744
主任児童委員	緑川正實	55-1892

市外局番：0299





柔道整復師（接骨院・整骨院）にかかるときはご注意を

接骨院や整骨院で柔道整復師の施術を受けるときに、健康保険が使える症状は限定されていますので、ご注意ください！

○健康保険が適用される場合

- ・外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼
- ※骨折・脱臼については、緊急の場合を除き医師の同意が必要です。

●健康保険が適用されない場合

- ・内科的要因によるもの
- ・単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・改善の見られない長期の施術
- ・他の保険医療機関にて同一負傷で治療中のもの
- ・仕事や通勤途中に起きた負傷（※労災保険の対象のため）

▶接骨院・整骨院にかかるときの注意点

- ・整骨院等にて記入する「療養費支給申請書」は手の負傷・障害等で署名できない場合を除き、ご自身で署名することとなっています。
- ・長期間の施術を受けてもなかなか症状が改善しない場合は、内科的要因（負傷ではなく、病気による痛み）が関わっている可能性もあるので、医師に相談しましょう。
- ・領収証は必ず受け取りましょう。

▶施術内容について確認させていただくことがあります。

接骨院・整骨院の施術を受けた方に、施術日や施術内容などについて確認させていただくことがあります。本市国保および後期高齢者医療保険では、株式会社エム・ディ・エスに業務委託していますので、照会文書が届きましたらご回答いただきますよう、ご協力をお願いします。



第三者行為の際は届出を

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人が、交通事故など第三者（自分以外）の行為によって負傷した場合、被害届を提出することで、保険証を使って治療を受けることができます。

本来、その場合の治療費は加害者が負担するべきものですが、国民健康保険や後期高齢者医療保険が一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。

第三者の行為で負傷して、保険証を使って治療を受ける場合は、速やかに国民健康保険・後期高齢者医療保険の窓口へ届け出（連絡）をしてください。

●第三者行為とは

- ・交通事故（自動車事故、自転車事故）
- ・他人の犬にかまれた、他人に殴られた など

●このような場合も届け出が必要です

- ・自損事故
- ・同乗中の事故などで、相手（加害者）が家族や親戚の場合
- ・相手が不明の場合
- ・ご自身の過失が大きい場合

※相手方との取り決めや、示談をする前に届け出をしてください。示談内容により、第三者行為によって医療機関で受診した治療費について、被保険者ご自身で負担しなければならない場合があります。示談をする場合も、必ず事前に国保年金課へ連絡してください。

●保険証が使えないとき

- ・業務上のけがや病気（労災保険の対象）
- ※けんかや泥酔、犯罪による傷病については保険証が使用できない場合があります。

- 国民健康保険税 第8期 ○介護保険料 第6期
○後期高齢者医療保険料 第8期
納付期限（口座振替日）は3月2日です。

徴収猶予について

市税を一時に納付できない方のために「猶予制度」があります。

納税者等からの申請に基づいて、次の事由があると認められる場合に、原則として1年以内に限り徴収（換価）猶予が認められる場合があります。

なお、猶予制度の詳細については、収納対策課にお問い合わせください。

- ①災害や盗難にあったとき
- ②納税者または家族の病気・負傷
- ③事業の廃止・休止
- ④事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤その他上記「①～④」に類する事実があったとき

◇猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます
- ・ 財産の差押や換価（売却）が猶予されます

※納付困難な事情があるため市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに収納対策課にご相談ください。

茨城租税債権管理機構による不動産公売案内

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売します。詳しくは、ホームページをご覧ください。

◆公売日時 2月5日（水）・3月3日（火） 午後1時20分～午後2時20分 ※午後0時50分受付開始

◆公売場所 茨城県水戸合同庁舎 2階大会議室（水戸市柵町1-3-1）

◆公売対象不動産

公売日時	売却区分 番号	所在および地番	地目	地積（㎡）	買受適格 証明書	見積金額（円）	公売保証金（円）
2月5日（水）	31-95	行方字行方 2472 番	田	855	不要	120,000	20,000
2月5日（水）	31-100	山田字公ヶ崎 580 番 3 ほか 10 筆	宅地	計 2113.93	不要	2,470,000	250,000
3月3日（火）	31-96	於下字於下 2143 番	田	539	要	150,000	20,000

■農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 ☎ 0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。申請締切は2月10日（月）です。

■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を茨城租税債権管理機構でご確認ください。

【問】茨城租税債権管理機構 ☎ 029-225-1221 FAX 029-225-1600 ホームページ <http://www.ibaraki-sozei.jp/>

行方市による不動産公売案内

差押不動産について、公売を実施します。買受を希望する方は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページで詳細をご確認の上、入札してください。

◆公売日時 3月5日（木） 午後1時20分～午後2時 ※午後0時50分受付開始

◆公売場所 茨城県行方合同庁舎 2階大会議室（行方市麻生 1700 番地 6）

◆公売対象不動産

公売日時	売却区分番号	所在および地番	地目	地積（㎡）	買受適格 証明書	見積金額（円）	公売保証金（円）
3月5日（木）	19-13	井上藤井字六十塚 252 番	畑	1816	要	380,000	40,000
3月5日（木）	19-21	三和字穴瀬下 2254 番	田	2411	要	510,000	60,000
3月5日（木）	19-22	白浜字堀込 1921 番	田	1429	要	330,000	40,000

■農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 ☎ 0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。申請締切は2月10日（月）です。

■行方市不動産公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、行方市暴力団排除条例および国税徴収法の定めにより、買受人となることができない方は参加できません。

■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。